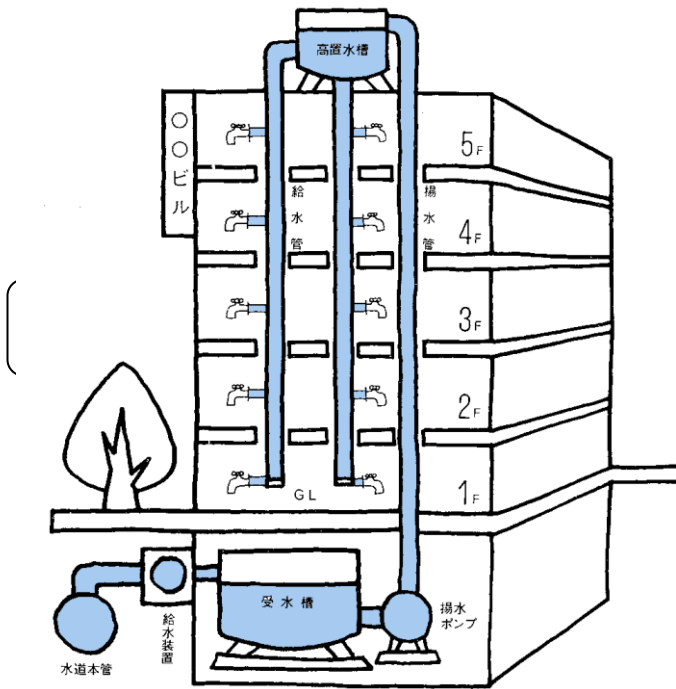


簡易専用水道の衛生管理

—あなたの飲み水・安全ですか？—



受水槽をもつ水道のうち、受水槽の有効容量が10m³を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」とよばれ、①設置者が衛生的に管理すること、②定期に検査を受けること、が義務付けられています。

簡易専用水道とは？

市町村の水道から供給される水だけを水源として、その水を受水槽に溜め、高置水槽に揚水するか、又は直接ポンプで施設内の各所に給水する水道で、**受水槽の有効容量が10m³を超えるもの**(※)を「簡易専用水道」といいます。

※ 工場などに設置されているものであって、まったく飲み水として使用しない水槽は10m³を超えていても簡易専用水道には該当しません。

また、地下水(井戸水)や沢水などを受水槽に溜めて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える住居者に供給する場合、又は一日最大給水量が20m³を超える場合は、「専用水道」として別の規制を受けます。

簡易専用水道の管理

1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受ける義務

設置者は、毎年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、検査(有料)を受けなければなりません。この検査は、水質検査ではなく、施設の衛生状態や図面、書類を主にチェックします。

① 水槽等の外観検査

水槽等の点検や、その周辺の衛生状態について検査します。

② 給水栓における水質の検査(水道法水質基準の検査とは異なります)

臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の測定をします。

③ 書類検査

設備等の関係図面、水槽の清掃の記録、その他管理の記録について検査します。

検査の結果、検査機関から特に衛生上問題があるとされた場合は、保健所に報告されます。

なお、この検査を受けない場合は、水道法第54条第1項第8号により100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【参考】県内に事務所を有する「厚生労働大臣の登録を受けた検査機関」(令和2年4月現在)

- ・一般社団法人岩手県薬剤師会(盛岡市上堂三丁目17-37 Tel:019-641-4401)
- ・株式会社江東微生物研究所(矢巾町流通センター南三丁目2-17 Tel:019-614-0127)
- ・株式会社大東環境科学(矢巾町大字広宮沢1-265 Tel:019-698-2671)
- ・永薬品商事株式会社(奥州市水沢字高屋敷24-1 Tel:0197-24-4244)

2 衛生的な管理

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。次の事項について衛生管理を行ってください。

① 貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽は、毎年1回清掃することが義務付けられています。

② 施設の点検

施設は、月1回点検してください。

なお、地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検してください。

また、点検で破損・不備などを確認した場合は、速やかに改善してください。

- ・ 水槽周辺に異常はないか。整理整頓されており衛生的か。
- ・ 水槽の破損はないか。亀裂はないか。
- ・ マンホールはしっかりと密閉されているか。施錠されているか。
- ・ オーバーフロー管、通気管の防虫網は破れていないか。
- ・ 水槽内部に異物の混入はないか。

③ 水質検査の実施

給水栓から透明なガラスコップに水を採り、水の色、濁り、臭い及び味などに異常がないかを毎日検査してください。なお、週1回程度は残留塩素を測定し、水質状況を確認する必要があります。

④ 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存してください。

3 市への届出

新たに簡易専用水道を設置した場合、既存の簡易専用水道を変更・廃止した場合は、市への届け出が必要です。

汚染事故が起きたとき

水質に異常を認めたとときや、給水される水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、次のような措置をとることが義務づけられています。

- ① 水質に異常を認めたとときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- ② 給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、使用者などに周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに市担当部署に連絡し、その指示にしたがってください。

事故の原因の除去、給水の再開等についても、市の指示にしたがってください。

【問い合わせ先】

〒020-0692 滝沢市中鶴飼 55
滝沢市役所 市民環境部 環境課
電話 019-656-6510 (直通)
FAX 019-684-2120

